平成２４年（フ）第１７５号
北海道白老郡白老町字虎杖浜183番地70　ハイツ虎杖106号室、前住所札幌市南区定山渓温泉東４丁目303番地１　はまなすマンション807号
債務者　山田　秋子
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第１８１号
北海道室蘭市大沢町２丁目25番11―202号
債務者　高田　雄二
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第３号
北海道白老郡白老町字萩野265番地149
債務者　山地由生子
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第７７号
宮城県東松島市矢本字大溜150番地５、旧住所宮城県桃生郡矢本町矢本字大溜150番地５
債務者　雫石　正孝
1　決定年月日時　平成25年１月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第３７１号
群馬県渋川市行幸田1257番地４
債務者　小山　正行
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３９２号
群馬県伊勢崎市境上武士983番地１　境上武士住宅5103
債務者　野元　暁夫
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４０２号
群馬県前橋市三俣町１丁目24番地６　ビューハイツ小池201号
債務者　猪牧　亮臣
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４０４号
群馬県吾妻郡高山村大字尻高3272番地
債務者　武田友紀恵
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４０７号
群馬県前橋市広瀬町１丁目５番地６　グリーンハイム101号
債務者　井上　春美
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１５８号
千葉県山武郡九十九里町片貝2689番地４
債務者　若梅あや子
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１９１号
千葉県山武市大木769番地19　神谷ハイツ202
債務者　五木田瑞夫
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第４６６号
静岡県駿東郡長泉町納米里511番地の１　グリーンヴィラ404号、前住所静岡県御殿場市東田中２丁目３番26号　メゾンさくらＩ201
債務者　岩見　敏和
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１４３９号
京都市南区吉祥院西浦町10番地　クリアマインドＢ―１号室
債務者　梅木　優二
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１６０３号
大阪府門真市小路町１―12　門真グランドハイツ218号、住民票上の住所大阪府豊能郡能勢町宿野151番地の245
債務者　インテリアトモこと　古城　智昭
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１６１０号
京都市伏見区桃山南大島町１番地４　桃山南団地40棟502号、前住所京都市伏見区納所下野１番地　納所団地９―201
債務者　藤本　重之（旧姓西山）
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１号
京都府京丹後市大宮町善王寺479番地の10
債務者　岡田蔭　学
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第１２００号
大阪府松原市河合２丁目451番地の27―102号
債務者　菅原　　育
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係